

■ 芝山町水道工事標準仕様書 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">芝山町水道工事標準仕様書</p> <p style="text-align: center;">I 共通編</p> <p style="text-align: center;">1. 総則</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>1. 2 工事施工</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>1. 2. 1 6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会い等</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、表1-0に示す施工段階及び設計図書に示された施工段階において、原則として監督職員の臨場による確認を受けなければならない。ただし、監督職員が臨場できない場合監督職員は、表1-0に示す段階確認及び設計図書に示された段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p style="text-align: center;">芝山町水道工事標準仕様書</p> <p style="text-align: center;">I 共通編</p> <p style="text-align: center;">1. 総則</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>1. 2 工事施工</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>1. 2. 1 6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会い等</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計図書に示された施工段階において、原則として監督職員の臨場による確認を受けなければならない。ただし、監督職員が臨場できない場合監督職員は、設計図書に示された段階確認において、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

新

旧

表1-0 段階確認一覧表

種別	細別	施工段階
指定仮設工		設置完了時
土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
土工（路床盛土工）		ブルーフローリング 実施時
土工（埋戻工）		簡易貫入試験実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時
	ペーパードレーン	
締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時
		施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌	施工時
	高圧噴射攪拌	
	セメントミルク攪拌	施工完了時
	生石灰バイル	
	薬液注入	施工時
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
既製杭工	既製コンクリート工 鋼管杭 H鋼杭	打込時
		打込管用時（打込杭）
		掘削完了時（中掘杭）
		施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時
		鉄筋組立て管路湯治
		施工完了時
		杭頭処理完了時
深礎工		土（岩）室の変化した時
		掘削完了時
		鉄筋組立て完了時
		施工完了時
		クラウト注入時

新

旧

種別	細別	施工段階
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄骨据え付け完了時 本体設置前 (オープンケーソン) 掘削完了時 (ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工(重要構造物)		掘削完了時
重要構造物 函渠工(樋門、樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁工 水門工 共同溝本体工		土(岩)室の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立完了時 埋戻し前
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
水道工事関係重要構造物	工事ごと別途定める。	
事前調査	地下埋設物件等	施工前に予想される場合
	試掘等の調査結果	
	家屋等に被害が想定される場合	
	現場付近居住者への説明	施工前の説明時
	交通規制看板設置位置	交通規制看板設置完了時
文化財の保護		施工中発見された時
材料の品質確認及び検査	品質証明書等の事前提出 材料検査	工事材料を使用する前

新	旧
---	---

種別	細別	施工段階
管布設工	布設位置の協議 弁栓類の設置位置 連絡箇所的位置	施工前 布設位置に変更が生じた時
	管路水圧試験 布設延長の確認	施工完了時
推進工		立坑築造完了時
シールド工	一次覆工	立坑築造完了時
	二次覆工	一次覆工完了時
道路復旧工 (下層路盤工・上層路盤工)	現場密度の測定	施工完了時
道路復旧工 (アスファルト舗装工 歩道舗装工)	復旧面積の確認	施工前 施工完了時
	舗装厚さの確認 (コア採取)	施工完了時
不断水工	施工日時	施工日時が決定した時
	試験水圧の協議	施工が決まった時
	切片の確認	切片が発生する時
異形管防護工	離脱防止継手等の設置箇所	配管を変更する必要がある時
分岐工 (割丁字管設置工 サドル分水栓設置工 給水管布設工)	穿孔(給水管布設工を除く) 水圧試験	施工前 施工完了時
	切片の確認	切片が発生する時
省略		

新	旧
<p>1. 3 工事施工</p> <p>1. 3. 1 工事中の安全確保</p> <p>省略</p> <p>8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。また、安全巡視の結果について、いつでも日々の安全確保の状況を説明できるよう記録を整備しなければならない。なお、点検項目については、現場着工前に予め施工計画書に記載するものとする。</p> <p>省略</p> <p>2. 材料</p> <p>2. 1 材料一般</p> <p>省略</p> <p>2. 1. 2 材料の品質</p> <p>省略</p> <p>4. 受注者は工事に使用する水道材料について、使用前に日本水道協会の水道用品検査の受検証明書、納品伝票等を添付した材料確認書を提出し、監督職員の確認及び承諾を受けなければならない。ただし、日本水道協会の水道用品検査の受検証明書に限り、使用後の提出とすることができる。</p>	<p>1. 3 工事施工</p> <p>1. 3. 1 工事中の安全確保</p> <p>省略</p> <p>8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>2. 材料</p> <p>2. 1 材料一般</p> <p>省略</p> <p>2. 1. 2 材料の品質</p> <p>省略</p> <p>4. 受注者は工事に使用する水道材料について、使用前に日本水道協会の水道用品検査の受検証明書、納品伝票等を添付した材料確認書を提出し、監督職員の確認及び承諾を受けなければならない。</p>

新	旧
<p>2. 3 材料品目</p> <p>省略</p> <p>2. 3. 1 一般土木用材料</p> <p>1. 土砂</p> <p>省略</p> <p>(2) 規格</p> <p>省略</p> <p>② 砂（クッション用、埋戻し用）及び洗砂</p> <p>ア 砂（クッション用、埋戻し用）及び洗砂は、清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度を持ち、ドロ、ゴミ、有機物等の有害物を含まないものとし、粒度試験結果の0.075 mm以下の通過質量百分率が6%以下であること、また、JIS A 5308付属書A（レディ-ミクストコンクリート用骨材）A.8砂利及び砂に規定されている塩化物量0.04%以下であることとする。</p> <p>省略</p>	<p>2. 3 材料品目</p> <p>省略</p> <p>2. 3. 1 一般土木用材料</p> <p>省略</p> <p>1. 土砂</p> <p>省略</p> <p>(2) 規格</p> <p>省略</p> <p>② 砂（クッション用、埋戻し用）、<u>川砂</u>及び洗砂</p> <p>ア 砂（クッション用、埋戻し用）、<u>川砂</u>及び洗砂は、清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度を持ち、ドロ、ゴミ、有機物等の有害物を含まないものとする。</p> <p>省略</p>

新	旧
<p>2. 3. 2 水道材料</p> <p>省略</p> <p>3. 消火栓を除く栓、弁類の開閉方向は、右周り開き左回り閉じとする。</p> <p>4. 消火栓の開閉方向は、左回り開き及び右回り閉じとする。</p> <p>5. 以下の各号に定める筐類、鉄蓋及び土留等の水道材料関連資材は、別に定める「芝山町水道用試合の審査及び承認に関する要領」に示す品質・規格に適合したものとし、町が別 に実施する承認検査に合格した製品を使用するものとする。</p> <p>(1) 管及び弁類等のうち、JIS規格、JWWA規格、JDPA規格、WSP規格、PTC規格に基づき製造されたものでない製品</p> <p>(2) 仕切弁筐</p> <p>(3) 仕切弁筐用レジンコンクリート製座台</p> <p>(4) 水道用円形鉄蓋（省力開放型鉄蓋）</p> <p>(5) レジンコンクリート製ボックス</p> <p>(6) 排水施設用鉄蓋</p> <p>(7) 排水施設鉄蓋用調整リング及びレジンコンクリート製ボックス</p> <p>(8) 排水施設用補足筐及び座台</p> <p>(9) 止水栓筐（丁筐）</p> <p>(10) 止水栓筐（丁筐）用補足筐及び座台</p> <p>6. 給水装置材料は、設計図書に定めがない場合は、別に定める「芝山町給水装置工事施行基準」によるものとする。</p>	<p>2. 3. 2 水道材料</p> <p>省略</p> <p>3. 栓、弁類の開閉方向は、右周り開き左回り閉じとする。</p> <p>4. 以下の各号に定める筐類、鉄蓋及び土留等の水道材料関連資材は、別に定める「芝山町水道用試合の審査及び承認に関する要領」に示す品質・規格に適合したものとし、町が別 に実施する承認検査に合格した製品を使用するものとする。</p> <p>(1) 仕切弁筐</p> <p>(2) 仕切弁筐用レジンコンクリート製座台</p> <p>(3) 水道用円形鉄蓋（省力開放型鉄蓋）</p> <p>(4) レジンコンクリート製ボックス</p> <p>(5) 排水施設用鉄蓋</p> <p>(6) 排水施設鉄蓋用調整リング及びレジンコンクリート製ボックス</p> <p>(7) 排水施設用補足筐及び座台</p> <p>6. 給水装置材料は、設計図書に定めがない場合は、別に定める「芝山町給水装置工事施行基準」によるものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">I 管路工事編</p> <p style="text-align: center;">4. 管路工事</p> <p>4. 1 施工一般</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>4. 1. 9 埋戻工</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2. 埋戻しに際しては、所定の土砂を用いて片埋めにならないよう注意するとともに、締固めの方法及び仕上がり厚は原則として、次の各号によること。</p> <p>(1) ダクタイル鋳鉄管の場合、管天端までは一層の仕上がり厚15cm毎に人力により突き固め、その後は仕上り厚20cm毎に機械により締め固めるものとする。</p> <p>(2) 配水用ポリエチレン管の場合、管天端より10cm以上までは一層の仕上がり厚15cm毎に人力により突き固め、その後は仕上り厚20cm毎に機械により締め固めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>6. 全各項の規定にかかわらず、道路管理者から別に指示のあった場合は、これに従うこと。</p>	<p style="text-align: center;">I 管路工事編</p> <p style="text-align: center;">4. 管路工事</p> <p>4. 1 施工一般</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>4. 1. 9 埋戻工</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2. 埋戻しに際しては、所定の土砂を用いて片埋めにならないよう注意するとともに、原則として管天端までは一層の仕上がり厚15cm毎に人力により突き固め、その後は仕上がり厚20cm毎に機械により締め固めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

新	旧
<p>4. 1. 10 仮復旧工</p> <p>1. 仮復旧工は、設計図書に従い、埋戻し完了後に直ちに行うものとする。</p> <p>2. 仮復旧から本復旧までの間、交通の安全を図るため、次の各号を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 常時巡回点検し、沈下、表層の剥離、その他不良箇所がある場合は、直ちに手直しを行い、保守管理をしなければならない。</p> <p>(2) 道路管理者及び監督職員が手直しを指示した場合は、これに従うこと。</p> <p>(3) 休日前、悪天候後の巡回点検及び手直しは、特に入念に行うこと。</p> <p>(4) 仮復旧時の区画線等の路面標示類は、4.1.12（区画線工）によること。</p> <p>3. やむを得ない理由で段差が生じた場合は、5%以内の勾配で擦りつけること。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	

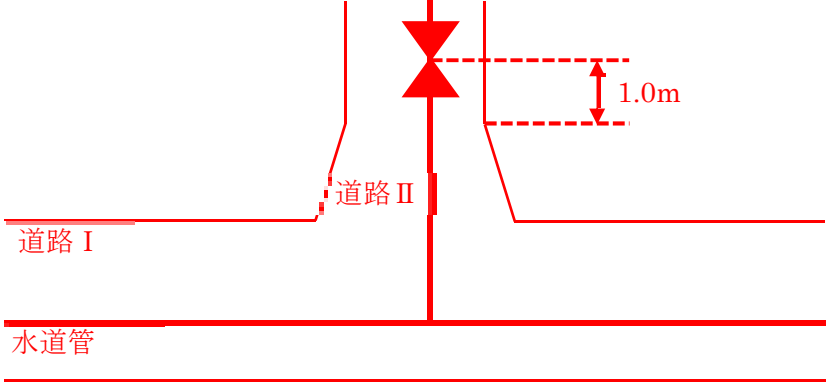
新	旧
<p>4. 1. 11 本復旧工</p> <p>1. 本復旧工は、設計図書に従い、原形に復旧しなければならない。</p> <p>2. 仮復旧後の自然転圧期間は、次の各号によるものとする、ただし、道路管理者から別に指示のあった場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 車道 7日間以上</p> <p>(2) 歩道 不要</p> <p>3. 設計図書において特に定めのない事項については、次の各号の基準類によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 舗装共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 日本道路協会 舗装設計施工指針 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案） 日本道路協会 舗装施工便覧 日本道路協会 舗装再生便覧 日本道路協会 支線誘導標設置基準・同解説 <p>(2) 国道（国管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 道路占用工事共通指示書 国土交通省 土木工事共通仕様書 <p>(3) 国道（県管理） 県道</p>	

新	旧
<p>千葉県 道路占用工事共通指示書</p> <p>千葉県 土木工事共通仕様書</p> <p>千葉県 土木工事施工管理基準</p> <p>(4) 町道</p> <p>町道路管理者の道路占用許可条件等</p>	

新	旧
<p>4. 1. 12 区画線工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 路面標示（以下「区画線」という。）は、JIS K 6556（路面標示用塗料）に適合するものとする。 2. 熔融式区画線工、ペイント式区画線工、高視認性区画線工、仮区画線工（以下、まとめて「区画線工」という。）の施工は、設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようしなければならない。 3. 区画線工の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督職員の指示を受けること。 4. 熔融式区画線工、高視認性区画線工の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。 5. 熔融式区画線工、高視認性区画線工の施工にあたって、やむを得ず毀損5°C以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。 6. 熔融式区画線工、高視認性区画線工の施工にあたって、常に180°Cから220°Cの温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。 7. 塗布面にガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに偏りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。 8. 区画線の除去については、表示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、除去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。 9. 黄色塗料の場合、鉛・クロムフリーの製品を用いなければならない。 10. 設計図書において特に定めのない事項は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命 	

新	旧
<p>令（平成24年2月27日改正内閣府・国土交通省令第1号）」、「路面標示ハンドブック（全国道路標識・標示業協会）」等による。</p> <p>4. 1. 13 発生土の処理 省略</p> <p>4. 1. 14 水替工 省略</p> <p>4. 1. 15 管弁類の取扱い 省略</p> <p>4. 1. 16 配管技能者 省略</p> <p>4. 1. 17 管の据付け 省略</p> <p>6. 管が既設埋設物と交差する場合は、30cm以上の離隔をとらなければならない。やむを得ずこの離隔がとれない場合は、既設埋設物の管理者と協議した上で、耐摩板を設置すること。なお、耐摩板の施工は、「耐摩板施工（サンドエロージョン対策）設計施工基準（千葉県企業局）」によるものとする。</p> <p>省略</p> <p>4. 1. 18 管の切断 省略</p> <p>4. 1. 19 管内清掃 省略</p>	<p>4. 1. 10 発生土の処理 省略</p> <p>4. 1. 11 水替工事 省略</p> <p>4. 1. 12 管弁類の取扱い 省略</p> <p>4. 1. 13 配管技能者 省略</p> <p>4. 1. 14 管の据付け 省略</p> <p>6. 管が既設埋設物と交差する場合は、30cm以上の離隔をとらなければならない。やむを得ずこの離隔がとれない場合は、<u>監督職員の指示によるものとする。</u></p> <p>省略</p> <p>4. 1. 15 管の切断 省略</p> <p>4. 1. 16 管内清掃 省略</p>

新	旧
<p>4. 1. 20 既設管との断水連絡工事 省略</p> <p>4. 1. 21 仕切弁操作 省略</p> <p>4. 1. 22 管せん孔工</p> <p>1. 割T字管を使用して連絡工事を行う場合は、次の各号に留意しなければならない。 (1) 割T字管を本管に取付け後、せん孔前に、監督職員立ち会いのうえ、所定の水圧試験（0.75MP、5分間保持）を行い、漏水等の不具合が発生しないことを確認する。 省略</p> <p>4. サドル分水栓によりダクタイル鑄鉄管からせん孔する場合は切り口に防食コア（密着型）を挿入しなければならない。</p>	<p>4. 1. 17 既設管との断水連絡工事 省略</p> <p>4. 1. 18 仕切弁操作 省略</p> <p>4. 1. 19 管せん孔工</p> <p>1. 割T字管を使用して連絡工事を行う場合は、次の各号に留意しなければならない。 (1) 割T字管を本管に取付け後、<u>穿孔</u>前に、監督職員立ち会いのうえ、所定の水圧試験（0.75MP、5分間保持）を行い、漏水等の不具合が発生しないことを確認する。 省略</p> <p>4. サドル分水栓により管からせん孔する場合は切り口に防食コアを挿入しなければならない。</p>

新	旧
<p>4. 1. 23 弁類据付工</p> <p>省略</p> <p>5. 仕切弁設置位置は原則として、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 隅切りから1.0mの位置に設置する。</p>  <p>(2) 消火栓等、他の弁類の近くに設置する場合は、1.5m以上離す。</p> <p>6. 消火栓設置位置は、家屋の出入口、商店の店先、その他車の出入口、非常口等は避けることとし、詳細は、町総務課及び山武郡市広域行政組合消防本部と協議する。</p> <p>7. 配水用ポリエチレン管に弁類を設置する場合は、仕切弁やフランジ付きT字管等の下部に沈下防止用の基礎コンクリート又はコンクリート板を設置すること。</p> <p>4. 1. 24 伸縮管の据付け工</p> <p>省略</p>	<p>4. 1. 20 弁類据付工</p> <p>省略</p> <p>4. 1. 21 伸縮管の据付け工</p> <p>省略</p>

新	旧
<p>4. 1. 2 5 弁室その他の構造物</p> <p>省略</p>	<p>4. 1. 2 2 弁室その他の構造物</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 2 6 異形管防護工</p> <p>省略</p>	<p>4. 1. 2 3 異形管防護工</p> <p>省略</p>
<p>2. 異形管は、設計図書に定める防護を行わなければならない。なお、口径400mm以下の異形管（分岐管、曲管、片落管、仕切弁及び栓（帽））は、設計図書に定める通り、原則としてG-Link、特殊押輪、離脱防止金具またはライナにより対応するものとし、コンクリート防護は行わないものとする。ただし、栓（帽）については、設計図書に定める栓防護工を施工するものとする。</p>	<p>2. <u>口径400mm以上のダクタイル鋳鉄異形管は、設計図書に定める防護を行わなければならない。</u></p> <p>3. <u>口径350mm以下のダクタイル鋳鉄異形管（分岐管、曲管、片落管、仕切弁等）は、原則として、離脱防止金具またはライナにより対応するものとし、コンクリート防護は行わないものとするが、監督職員が必要と認めた場合は、その指示によるものとする。</u></p>
<p>3. 全各項の規定にかかわらず、監督職員が必要と認めた場合は、その指示によるものとする。</p>	<p>4. <u>栓（帽）については、設計図書に定める栓防護工を施工するものとする。</u></p>
<p>4. 1. 2 7 撤去品</p> <p>省略</p>	<p>4. 1. 2 4 撤去品</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 2 8 盛土工</p> <p>省略</p>	<p>4. 1. 2 5 盛土工</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 2 9 基礎工</p> <p>省略</p>	<p>4. 1. 2 6 基礎工</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 3 0 コンクリート工及び鉄筋コンクリート工</p> <p>省略</p>	<p>4. 1. 2 7 コンクリート工及び鉄筋コンクリート工</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 3 1 伏越工</p> <p>省略</p>	<p>4. 1. 2 8 伏越工</p> <p>省略</p>

新	旧
<p>4. 1. 3 2 軌道下横断工</p> <p>省略</p>	<p><u>4. 1. 2 9</u> 軌道下横断工</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 3 3 水管橋架設工</p> <p>省略</p>	<p><u>4. 1. 3 0</u> 水管橋架設工</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 3 4 防食工</p> <p>省略</p>	<p><u>4. 1. 3 1</u> 防食工</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 3 5 管明示工</p> <p>省略</p>	<p><u>4. 1. 3 2</u> 管明示工</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 3 6 通水及び洗管</p> <p>省略</p>	<p><u>4. 1. 3 3</u> 通水及び洗管</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 3 7 水圧試験</p> <p>省略</p>	<p><u>4. 1. 3 4</u> 水圧試験</p> <p>省略</p>
<p>4. 1. 3 8 栓・帽の取り外し</p> <p>省略</p>	<p><u>4. 1. 3 5</u> 栓・帽の取り外し</p> <p>省略</p>

新

Ⅲ 工事関係要領等

省略

管名称等の明示要領

省略

1. 2 材料

明示テープの仕様は、次表のとおりとする。

材 質		ポリエチレン又は再生ポリエチレン ※導水管テープのみ、ポリ塩化ビニル
色	区分	水道
	地色	青
	文字色	白
形 状	幅	30 mm ±1.0 ※導水管テープのみ、50 mm ±1.5
	厚さ	0.20 mm ±0.03
	長さ	20m/巻 +1.0
	裏面	粘着性

旧

Ⅲ 工事関係要領等

省略

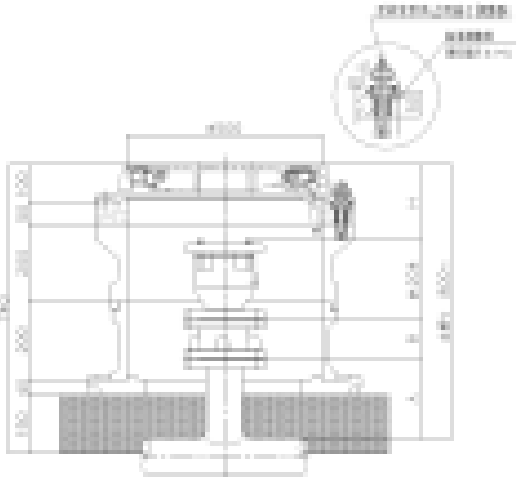
管名称等の明示要領

省略

1. 2 材料

明示テープの仕様は、次表のとおりとする。

材 質		ポリエチレン又は再生ポリエチレン
色	区分	水道
	地色	青
	文字色	白
形 状	幅	30 mm ±1.5 ※導水管テープのみ、50 mm ±1.5
	厚さ	0.20 mm ±0.03
	長さ	20m/巻 +1.0
	裏面	粘着性

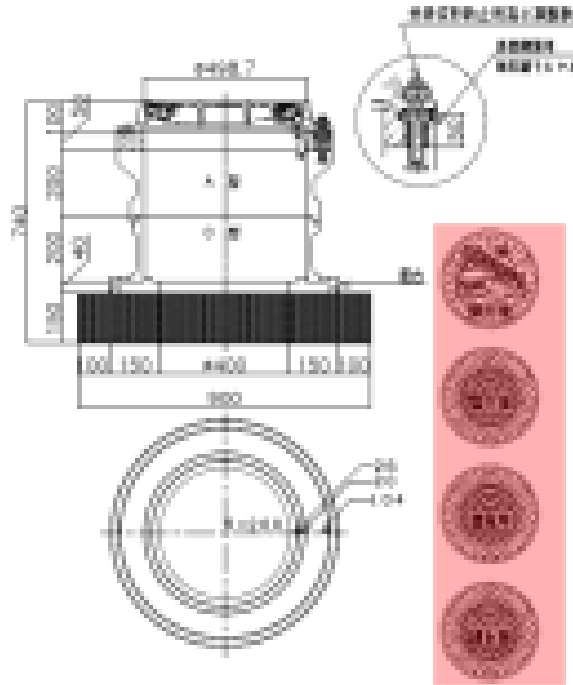
新	旧
<p style="text-align: center;">芝山町水道工事標準図集</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2. 消火栓・空気弁</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>(3) 急速空気弁据付図</p>  <p>※1 Hは原則として150mm～250mmの範囲に収めるものとする。</p> <p>※2 Aはダクタイル鋳鉄管、配水用ポリエチレン管の規格・寸法による。</p> <p>※3 Bの補修弁面間寸法は100mm、150mm、200mm、300又は400mmから選択する。</p> <p>※5 原則として、フランジ付T字管を使用する。</p> <p>※6 各製造メーカーにより製品高さが異なるので、計算の上キャップ深さを確認する。</p> <p>※7 補修弁レバーが埋没しないよう設置する。</p> <p>※8 浅層埋設により、管に基礎碎石が直接かかる場合は碎石厚を調整する。</p>	<p style="text-align: center;">芝山町水道工事標準図集</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>2. 消火栓・空気弁</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

新	旧
<p>(4) 双口消火栓据付図</p> <p>省略</p> <p>(5) 空気弁付消火栓（排水栓）据付図</p> <p>省略</p>	<p>(3) 双口消火栓据付図</p> <p>省略</p> <p>(5) 空気弁付消火栓（排水栓）据付図</p> <p>省略</p>

新

(6) 単口消火栓・単口空気弁・単口排水栓室構造図

(レイアウト図)

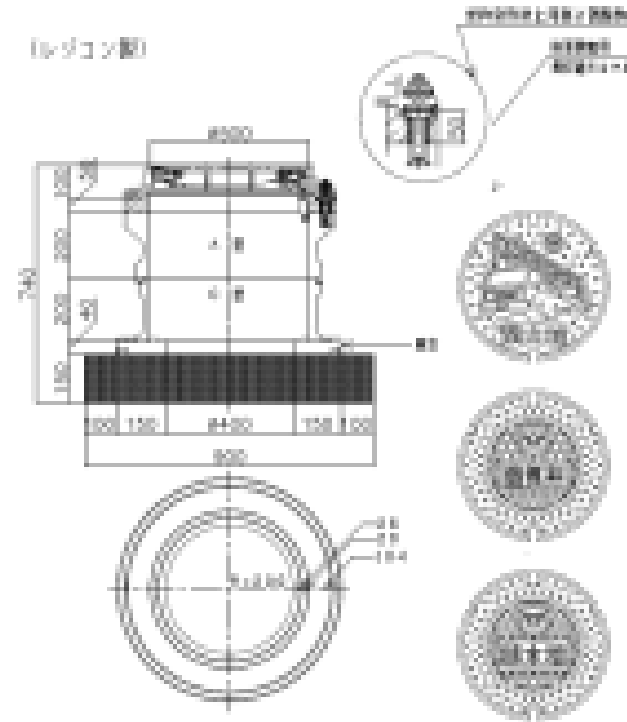


名 称	仕様記号・材質	単位	数 量	備 考
消火栓機台座	単口消火栓機台座(ステンレス)	個	1	
-	単口消火栓機台座(ステンレス)	個	1	
消火栓機本体	単口消火栓機	個	1	φ80口径機
空気弁機台座	単口空気弁機台座	個	1	φ80口径機
空気弁機本体	単口空気弁機	個	1	鋼製機・標準品
排水機機台座	排水機機台座(ステンレス)	個	1	
排水機機本体	排水機機本体(ステンレス)	個	1	

旧

(5) 単口消火栓・単口空気弁・単口排水栓室構造図

(レイアウト図)



名 称	仕様記号・材質	単位	数 量	備 考
消火栓機台座	単口消火栓機台座(ステンレス)	個	1	
-	単口消火栓機台座(ステンレス)	個	1	
消火栓機本体	単口消火栓機	個	1	φ80口径機
空気弁機台座	単口空気弁機台座	個	1	φ80口径機
空気弁機本体	単口空気弁機	個	1	鋼製機・標準品
排水機機台座	排水機機台座(ステンレス)	個	1	
排水機機本体	排水機機本体(ステンレス)	個	1	

新	旧
<p>(7) 双口消火栓・双口空気弁・双口排水栓・空気弁付消火栓・空気弁付排水栓築造図 省略</p> <p>(8) 蓋の高さ調整 省略</p>	<p>(6) 双口消火栓・双口空気弁・双口排水栓・空気弁付消火栓・空気弁付排水栓築造図 省略</p> <p>(7) 蓋の高さ調整 省略</p>

新

旧

水道工事標準仕様書

2024年度版

令和 5年 4月 1日 初版発行

令和 6年 4月 1日 第2版発行

編集 芝山町まちづくり課

発行 芝山町まちづくり課

〒289-1692

千葉県山武郡芝山町小池 992